

令和6年3月25日

ひばり学園をご利用の皆様へ

児童発達支援センター
ひばり学園

3月18日に、京都市子ども家庭支援課から連絡文書が届きましたので、皆様にお知らせ申し上げます。

このたび、こども家庭庁支援局障害児支援課から、児童発達支援における個別支援計画の取扱いの変更が示され、個別支援計画書に、支援に要する時間の記載をすることになりました。

この個別支援計画とは、ひばり学園においては「通園支援計画書」を指します。また、支援に要する時間の記載とは、週に何回、何曜日に登園し、一日に何時間利用する予定かを記載することになります。

通園支援計画書の様式変更については、令和6年度の計画をご説明させていただく際に、合わせてご説明させていただきます。

皆様には、令和6年4月以降(経過措置期間は10月31日まで)に、通園支援計画書の記載内容について変更があることを、ご了解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。